原決定を取り消す。 相手方の本件不動産引渡命令の申立を却下する。 本件異議申立および抗告の費用はすべて相手方の負担とする。

抗告人の抗告の趣旨は主文第一、二項と同旨であり、その理由とするところは、本件不動産(甘木市大字a字bc番地家屋番号屋永第二三四番一、木造瓦葺平屋建倉庫一棟建坪五七坪二、木造瓦葺平屋建事務所一棟建坪三三坪中建坪四坪を除く残建坪約二九坪)については、本件競売申立債権者株式会社西日本相互銀行のため抵当権設定登記がなされた以前である昭和三一年一二月二日、抗告人は当時の所有者である日本微量元素工業株式会社との間に賃貸借契約を締結し、右賃借権にもとすき本件不動産を占有し、その後本件不動産の所有権がAに移転すると同時に同人において賃貸人としての地位を承継し、現在に及ぶものである。

よつて原決定は不当で相手方の本件不動産引渡命令の申立は理由がない、というにある。抗告人補助参加人が参加の理由とするところは、参加人は従前から本件不動産の所有者Aとの間に賃貸借契約を締結し、抗告人をして参加人の工場を管理させるため本件不動産を社宅として居住させているから、本件不動産の占有を維持するため本参加に及ぶ、というにある。

よつて検討するに、一件記録を調査すれば、本件不動産は原裁判所昭和三四年 (ケ)第四〇号不動産競売事件においてBが競落し同人のため所有権取得登記がな されたが、その後本件相手方たる泉化学工業有限会社が右Bより本件不動産を譲り 受けその旨の所有権移転登記を経たこと、そして右譲受人たる相手方の申立にもと ずき原裁判所は昭和三六年九月六日抗告人外一名を執行の相手方として本件不動産 引渡命令を発したこと、以上の事実を認めることができる。

よつて抗告は結局理由があるので、費用の負担につき民事訴訟法第九六条第八九 条を適用し、主文のとおり決定する。

(裁判長判事 川井立夫 判事 秦亘 判事 高石博良)